

赤穂市 一般競争（指名競争）  
参加資格審査申請書 記載要領

## 1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、

- ・ 建設工事においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「B. 契約する営業所情報」については申請日現在）とすること。
- ・ 測量・建設コンサルタント等においては、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「B. 契約する営業所情報」については申請日現在）とすること。

## 2 申請書様式の形式

申請書様式の形式（Excel形式）については、PDF等の他の形式に変更せずに使用すること。

## 3 「建設工事、測量・建設コンサルタント等」の共通事項「A. 本社（店）情報～E. 経営情報」の作成方法

- (1) 英数字については、半角で入力すること。
- (2) 「A. 本社（店）情報（3)商号又は名称フリガナ及び(4)商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類については、略号を用いず、正式名称で記載すること。
- (3) 「A. 本社（店）情報（8)電話番号、(9)FAX番号及び(10)メールアドレス」欄については、赤穂市からの種々の連絡に対応できる番号及びアドレスを記載すること。
- (4) 「B. 契約する営業所情報（9)電話番号、(10)FAX番号及び(11)メールアドレス」欄については、赤穂市からの種々の連絡に対応できる番号及びアドレスを記載すること。
- (5) 「D. 申請代理人情報」欄は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は「C. 担当者情報」欄へ記載し、本欄への記載は不要であること。
- (6) 「E. 経営情報（1)適格組合証明取得年月日及び(2)適格組合証明番号」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
- (7) 「E. 経営情報（3)外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する外資区分の選択欄に「○」を記載するとともに、国名欄に外国名を、外資比率（%）欄に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。外資がない場合には、「(a)外資なし」の選択欄に「○」を記載すること。  
なお、「(c)日本国籍会社」（外資比率100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「(d)日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
- (8) 「E. 経営情報（4)営業年数」欄には、

### 【建設工事の場合】

申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載すること。  
なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算

定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を記載すること。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「(5)合併等後の年月」欄に合併等後の年数及び月数を記載すること。

#### 【測量・建設コンサルタント等の場合】

登録を希望する業種に係る事業の開始日（複数の業種を希望する場合は最も早い開始日）から基準日までの期間（1年未満切り捨て）を記載すること。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）を記載すること。

**※赤穂市では申請要件として2年以上の営業実績を要することとしているので留意すること。**

(9) 「E. 経営情報 (6) 又は(5)設立年月日」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載すること。なお、個人の場合には記載を要しないこと。

(10) 「E. 経営情報 (7) 又は(9)常勤職員の人数」欄について、「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④ 計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤ 役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。

(11) 「E. 経営情報 (8) 又は(10)みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、選択欄に「該当する」を記載し、上記に該当しない場合は選択欄に「該当しない」を記載すること。

## 4 「建設工事」の「F. 業種情報」の作成方法

(1) 「(1)建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（和暦を除く6桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。

(2) 「(3)競争参加資格希望業種表」の希望欄については、登録を希望する場合、希望する業種区分の希望欄に「○」を記載すること。

(3) 「(3)競争参加資格希望業種表」の許可区分欄については、登録を希望する場合、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「一般建設業の許可」という。）を受けている場合には「一般」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（以下、「特定建設業の許可」という。）を受けている場合には「特定」と記載すること。

(4) 「(3)競争参加資格希望業種表」の総合評定値欄については、登録を希望する場合、総合評定値通知書における「総合評定値」を記載すること。

(5) 「(3)競争参加資格希望業種表」の年間平均完成工事高欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

## 5 「測量・建設コンサルタント等」の「E. 経営情報～H. 業種情報」の作成方法

(1) 「E. 経営情報 (11)自己資本額」欄については、次により記載すること。

ア 「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「株主資本」欄の下段「うち外国資本」欄に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額）一事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

イ 「評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。

ウ 「新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

(2) 「E. 経営情報 (12)経営状況（流動比率）」欄の「流動資産(a)」及び「流動負債(b)」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。

「流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

(3) 「F. 測量等実績高」欄については、次により記載すること。

ア 登録を希望する業種区分欄に記載すること。業種区分の詳細については、「H. 業種情報(3)希望業務、登録を受けている事業」を参照すること。

なお、赤穂市では、希望できる業種について次の条件を付すので留意すること。

- ① 「土木関係建設コンサルタント業務」における「建設コンサルタント」を希望する場合は、建設コンサルタント登録規程による登録があること。
- ② 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望する場合は、測量法第55条の登録があること。
- ③ 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する場合は、建築士法第23条の登録があること。
- ④ 地質調査業務を希望する場合は、地質調査業者登録規程による登録があること。
- ⑤ 「補償関係コンサルタント業務」における「補償コンサルタント」を希望する場合は、補償コンサルタント登録規程による登録があること。
- ⑥ 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する場合は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の登録があること。
- ⑦ その他（計量証明）の業務を希望する場合は、計量法第107条の登録があること。

イ 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「 から まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月日を記載すること。

「直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄の「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。

※ 建設工事、物品の製造・販売、役務の提供等の実績は含めないこと。この他に、他の資格を有しております、当該実績高を計上している場合は、その実績についても含めないこと。

決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。

個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

(4) 「G. 有資格者数」欄については、下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については右側空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる

	「みなし講習」) 受講者を含む。)
設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするもの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするもの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法（平成4年法律第51号）による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者
RCCM	一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を下記部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。）とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに

	合格した者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格した者
その他	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
	電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

（5）「H. 業種情報（3）希望業種、登録を受けている事業」欄については、下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合

## 6 添付資料の作成方法

※ 証明関係の書類については、その発行日から起算して3か月以内のものを有効とする。

### （1）建設工事に係る添付資料

#### ア 総合評定値通知書

建設業法施行規則第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書をいう。

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金

保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する資料（保険料の領収書等）を併せて提出すること。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書をそれぞれ提出すること。

#### イ 納税証明書

赤穂市税の完納証明書または滞納なし証明書、兵庫県税分は未納もしくは滞納がないことを証明したもの（納税証明書(2)又は(3)）、国税の納税証明書は（その3の3）（個人の場合は（その3の2））とし、電子納税証明書の提出も可とする。

### （2）測量・建設コンサルタント等に係る添付資料

#### ア 登記事項証明書

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人が提出すること。提出する登記事項証明書の種類は、「履歴事項全部証明書」とすること。

また、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。

#### イ 登録証明書等

「H. 業種情報 (3)希望業種、登録を受けている事業」欄に記載した各登録等についての登録官公署が発行する証明書をいうが、登録を希望しない業種に係るものについては提出を要しないこと。

#### ウ 財務諸表類（1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、確定申告時に提出する資料）をいうこと。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書をいうこと。

#### エ 納税証明書

6（1）イによること。

## 7 追加項目等

上記の項目及び添付資料のほか、赤穂市において、独自に項目等を追加しているものについては、赤穂市が指定する様式等により提出すること。なお、赤穂市が追加で提出を求めている項目等は、別紙「追加項目等一覧」のとおり。